



**妊娠前から出産後までの子育て支援を拡充  
安心して子どもを産み育てられる環境づくりを加速**

これまで以上に安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、不妊治療や産後ケアへの支援の新設などにより、妊娠前から子育てまで切れ目のない子育て支援を拡充しました。

**【本件のポイント】**

- 妊娠前から妊娠中の支援として、不妊治療費を全額助成、不育症治療及び先進医療に対する費用の助成を開始
- 出産後の支援として、産婦健康診査、新生児聴覚検査、3歳児健診において視力屈折検査を開始、産後ケア事業の自己負担額を軽減
- 18歳までのインフルエンザ予防接種費用の一部助成を開始

**【本件の概要】**

1 子どもを授かりたい方への支援

(1) 不妊治療費助成【拡充】

- ・医療保険の対象となる治療費の助成について、これまでは自己負担額の2/3、上限10万円であったものを、全額に拡充しました。
- ・新たに、先進医療に要した費用を1回の治療につき上限15万円まで助成することとしました。

(2) 不育症治療費助成【新規】

不育症検査・治療費用について、医療保険適用及び医療保険適用外の自己負担額1治療期間につき上限15万円まで助成することとしました。

2 産婦等への支援

(1) 産婦健康診査【新規】

産後1か月頃の心身の健康保持や産後うつ予防のための産婦健康診査費用1回分を全額助成することとしました。

(2) 新生児聴覚検査【新規】

聴覚障害を早期に発見し、言語発達などへの影響を最小限にするための生後1か月以内の新生児聴覚検査費用を全額助成することとしました。

(3) 産後ケアへの支援【拡充】

出産後の身体の回復や育児に不安をお持ちのお母さんが、赤ちゃんと医療機関等に宿泊等して、心身のケアや授乳指導等を受ける際の市の負担額を増額し、ケアを受ける人の自己負担額を軽減しました。

市の負担額

- ・短期入所型（宿泊型）：これまで1日当たりの上限額が12,500円だったものを27,700円に拡充しました。
- ・通所型：これまで1日当たりの上限額が10,000円だったものを18,000円に拡充

※いずれの場合も、産後ケアの利用料金から市の負担額を差し引いた額を支払っていただきます。

(4) 3歳児健康診査における視力屈折検査【新規】

子どもの弱視等の屈折異常を発見するため、3歳児健康診査において、屈折検査を開始します。

3 子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成【新規】

10月から、生後6か月から18歳までを対象に、予防接種1回につき2,000円を助成します。

※1、2は、4月1日から開始しています。